

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 3 4 号	三田市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
税 務 課	<p>【改正趣旨】 住宅借入金等（住宅ローン）特別税額控除の延長等に伴う措置、浸水被害対策のために整備される貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設などが行われたことから、三田市市税条例等の一部を改正するもの。</p> <p>【改正概要】</p> <p>① 個人市民税関係</p> <p>ア 上場株式等の配当所得等にかかる課税方式を所得税と同様にする措置について（令和 6 年 1 月 1 日施行）【同条例第 3 3 条第 4 項第 6 項、第 3 4 条の 9 第 1 項第 2 項、付則第 1 6 条の 3 第 2 項、2 0 条の 2 第 4 項、2 0 条の 3 第 4 項、第 6 項】</p> <p>上場株式等の配当所得等については、県民税配当割・株式等譲渡所得割の特別徴収で、所得税・住民税が源泉徴収され、課税関係が終了するため、これらの所得の申告は原則不要であるが、各種所得控除や税額控除等の適用を受けるため申告することもできる。</p> <p>これにより、所得税では「総合課税」等を選択し、市県民税・市民税では社会保険料等を抑えるため所得に算入しない「申告不要」を選択することができ、所得税と住民税において異なる課税方式の選択が可能となる。</p> <p>今回の改正は、住民税において、配当等所得金額に係る所得の課税方式を所得税に一致させるよう改正するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度分以後の個人市民税について適用 <p>イ 個人住民税における公的年金等受給者の扶養申告等申告書の規定の整備について（令和 5 年 1 月 1 日施行）【同条例第 3 6 条の 2、第 3 6 条の 3 の 2、第 3 6 条の 3 の 3】</p> <p>公的年金等受給者の扶養親族等申告書に特定配偶者の氏名を記載するように改正するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年 1 月 1 日以後に支払われる公的年金等について適用 <p>ウ 住宅借入金等（住宅ローン）特別税額控除の期間の延長等に伴う措置について（令和 5 年 1 月 1 日施行）【同条例付則第 7 条の 3 の 2】</p>

所得税額から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、翌年度分の住民税額から控除されるもので、その控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）から5%（最高9.75万円）に引き下げるもの。

・適用対象者：

令和4年分以後の所得税において、住宅ローン控除の適用がある者（住宅の取得等をして、令和4年から令和7年までの間に居住した者に限る）

控除期間を13年としたうえで、住宅ローンの適用期限を令和7年12月末まで4年延長

・令和5年度分以後の個人市民税について適用

② 固定資産税関係（条例公布の日施行）

ア 納税証明書の交付、固定資産税台帳の閲覧及び記載事項の証明を交付する手数料について（民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日）【同条例第18条の4、第73条の2、第73条の3】

固定資産税台帳の閲覧などに供する場合、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、当該住所に代わる事項を記載しなければならないこととする法律改正に伴う改正。

イ 下水道供用開始地域における公害防止施設（下水道除害施設）設置に係る課税標準の特例措置について（条例公布の日施行）【同条例付則第10条の2第2項】

公共下水道の供用開始前に事業を実施していた事業者が新たに規定にあった除害施設を工場等に設置した場合（新規に限る）、その設備に対する課税標準を下記により見直す。

なお、課税標準は価格に下記の割合を乗じて得た額となる。

	現行	改正後	
取得時期	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	2年間 延長
特例措置の割合	3/4	4/5	

対象資産：新たに下水道が整備されたことにより、新たに設置した除害施設（償却資産） 具体例：油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置等

ウ 浸水被害対策のために整備される貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設について（条例公布の日施行）【同条例付則第10条の2第17項】

特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として県知事の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標

準を、最初の3年度分、価格に3/4を乗じた額とするもの。

【取得時期】

令和4年4月1日～令和7年3月31日までに指定された土地

③ その他所要の規定の整備【同条例第53条の7、付則第10条の2第3項から第16項、17条の2第3項】

地方税法改正に伴い参照条項等を改正するもの。